

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 30 年6月 22 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800002号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1800002号

## 第1 結論

昭和56年\*月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年\*月から昭和58年3月まで  
② 昭和58年4月から昭和60年3月まで

請求期間①について、私は、父親が経営していたA社に就職した後の昭和58年5月頃に、B市役所から当該期間に係る国民年金保険料の過年度納付の請求があったため、同市役所国民年金課に確認に行ったところ、当該期間は大学在学中であったものの、担当者に、保険料を納付しないと何かあったときに年金が支給されないとわれ、同課係長(知り合い)からも詳しい説明を受け、当該期間に係る保険料の振込用紙をその場で受け取り、後日、C銀行(当時は、D銀行)の定期預金を解約して保険料を一括納付した。

請求期間②について、A社の給与から国民年金保険料を控除されており、当時、同社の経理担当であった母親が毎月その保険料を納付してくれていた。

請求期間①は国民年金に未加入となっており、請求期間②は国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和60年9月25日に社会保険事務所(当時)からB市に払い出された記号番号の一つであることが確認でき、その記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、請求者の国民年金の加入手続は、同市において、同年11月頃に行われたものと考えられ、請求者が所持する年金手帳の国民年金の「初めて被保険者になった日」欄には昭和58年4月1日と記載されていることが確認できることから、当該期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求期間①については、請求者は大学生であったと陳述していることから、請求者は国民年金の任意加入の対象となり、任意加入しようとする者は申出を行った日に被保険者資格

を取得するものとされていることにより、上記請求者の国民年金の加入手続時点（昭和 60 年 11 月頃）では、任意加入の対象であった請求者は、当該期間の始期に当たる昭和 56 年\*月に遡って被保険者資格を取得することができず、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者が請求期間①の国民年金保険料をC銀行の定期預金を解約し、一括納付したと陳述しているが、このことについて、当該銀行は、保存期間経過により確認できない旨回答している。

なお、請求者が、昭和 58 年 5 月頃に説明を受けたとする係長は、昭和 58 年当時、国民年金課に在籍していなかったとB市は回答している上、連絡先も分からないと陳述している。

- 2 請求期間②について、請求者は、当該期間において、父親が経営していたA社に勤務し、給与から国民年金保険料が控除され、同社の経理担当であった請求者の母が、その保険料を納付してくれていたと主張しているが、母は既に亡くなっていることから、当該期間の保険料の給与からの控除及び納付について確認することができない上、同社の現在の事業主である請求者の兄は、当該期間に係る賃金台帳は保存していないが、請求者の給与から保険料を控除したことはないと回答している。

また、上記1の請求者の国民年金の加入手続時点（昭和 60 年 11 月頃）を基準にすると、請求期間②の一部（昭和 58 年 4 月から同年 9 月まで）については、時効により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は、請求期間②に係る給与明細書、源泉徴収票等を所持していないことから、請求者の請求期間②に係る国民年金保険料の給与からの控除及び納付額を確認することができない。

- 3 請求者の主張のとおり請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索の結果、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①及び②について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。